

第17号議案

中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出します。

令和3年（2021年）3月26日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

電磁的記録媒体の定義にかかる規程整備及び区政情報公開決定通知への審査請求等の教示を行う必要がある。

中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中野区区政情報の公開に関する条例施行規則（昭和61年中野区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第1号中「ビデオテープ、録音テープその他映像及び」を「映像又は」に改め、同条第2項中「フロッピーディスク若しくは光ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第2号様式を次のように改める。

中 第 号
年 月 日

区政情報公開決定通知書

様

中野区教育委員会 印

年 月 日に請求のありました区政情報の公開について、中野区区政情報の公開に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することと決定したので通知します。

公開する区政情報	文書等の名称 -----
	請求情報の内容 -----
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
公開の日時	
公開の場所	
担当	

(注) 来庁の際には、この通知書を係員に提示してください。なお、ご都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等でご連絡ください。

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消の訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消の訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。